

各所属所長 様

公立学校共済組合高知支部長
(公印省略)

育児休業手当金の支給対象となる子の範囲の拡大等について (通知)

このことについて、地方公務員の育児休業等に関する法律及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部を改正する法律 (平成 28 年法律第 95 条) による地方公務員等共済組合法 (昭和 37 年法律第 152 号) の一部改正等の施行に伴い、育児休業手当金の対象となる子の範囲の拡大、介護休業手当金の支給要件及び支給期間並びに給付上限額等が変更されましたので、下記のとおり、お知らせします。

なお、個人番号 (マイナンバー) 導入に伴う施行規程等の改正につきましては、おって通知します。

記

1 育児休業手当金の支給対象及び育児休業等終了時改定の対象となる子の範囲拡大

育児休業手当金の支給対象及び育児休業等終了時改定の対象となる子について、下記 3 点が追加されます。

- ・ 特別養子縁組の監護期間中の子
- ・ 養子縁組里親に委託されている子
- ・ その他これらに準ずる者として条例に定める者

(施行日 : 平成 2 9 年 1 月 1 日)

2 介護休業手当金の改正内容

(1) 支給要件

改正前 : 介護休業手当金は、介護を必要とする一の継続する状態について初めて介護休業の承認を受けるときに、2 週間以上の期間について一括して請求した組合員に対して支給する。



改正後 : 改正前規定の削除

※初めて介護休業の承認を受けるときに、2 週間未満の期間であっても承認が得られた期間については、請求対象期間となる。

(施行日 : 平成 2 9 年 1 月 1 日)

(2) 支給期間の改正

改正前：介護休業の開始の日から起算して3月を超えない期間とする

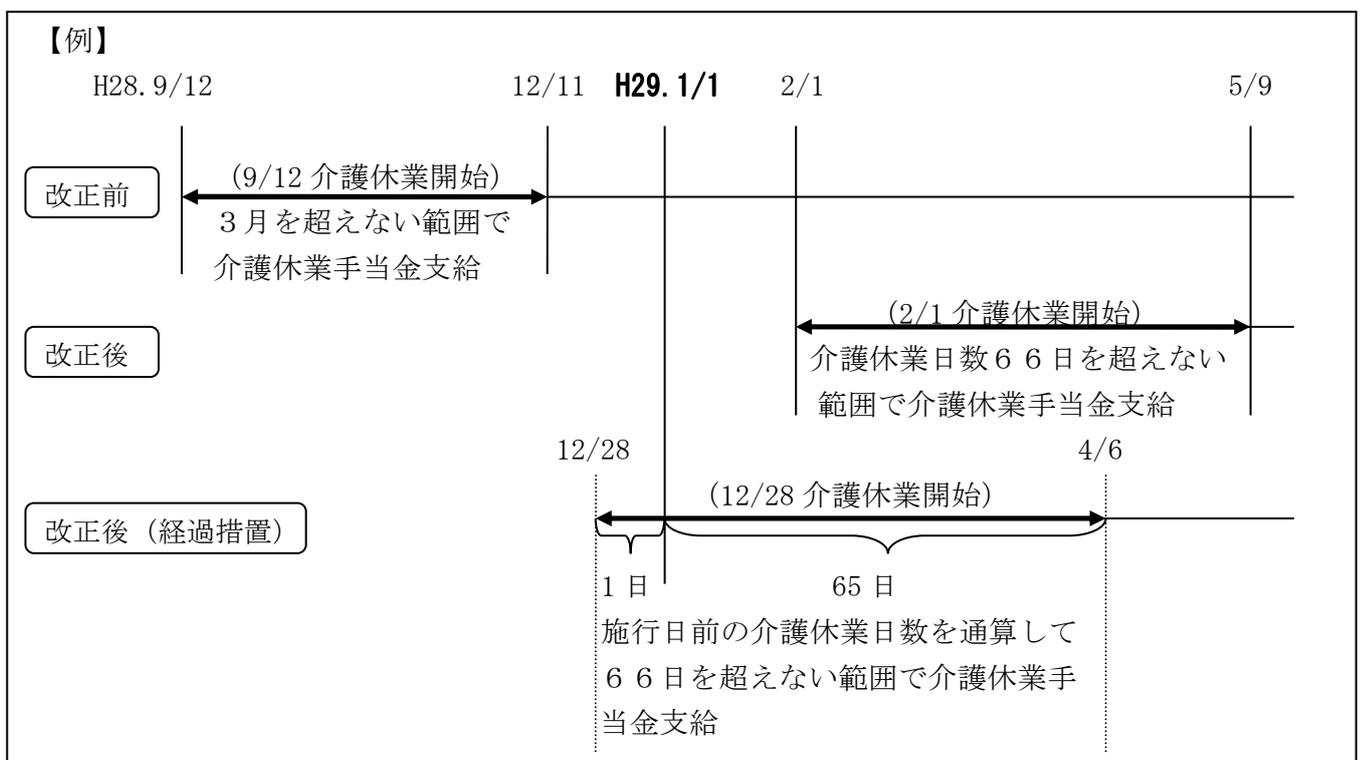


改正後：介護休業の日数を通算して66日を超えないものとする

(施行日：平成29年1月1日)

【支給期間の経過措置】

施行日前に開始された介護休業に係る介護休業手当金は従前（改正前）の例となりますが、施行日前に開始した場合であっても、施行日に当該介護休業開始日から起算して3月を超えていない組合員については、介護を必要とする一の状態が継続する状態ごとに、施行日前の介護休業の日数を含めて通算して66日を超えない範囲で介護休業手当金を支給します。



(3) 支給対象者の同居要件の廃止

祖父母、孫、兄弟姉妹について、同居要件がなくなります。

(施行日：平成29年1月1日)

(4) 給付上限相当額の変更

介護休業手当金の給付上限相当額の変更については、平成28年8月2日付け公共高第291号で通知しているところですが、通知した給付上限相当額について、平成28年8月1日以後に開始された介護休業手当金に額の算定について、同日に遡及して次のとおり変更となります。(施行日：平成29年1月1日)

○介護休業手当金の給付上限相当額

≪ 67%適用の場合 ≫

$$\begin{aligned} \text{修正前} : \text{給付上限相当額} &= 14,150 \text{円} \times 30 \times 67 / 100 \times 1 / 22 \\ &= 12,927.95 \text{ (円未満端数切捨て)} \\ &= 12,927 \text{ (円)} \end{aligned}$$

↓

$$\begin{aligned} \text{修正後} : \text{給付上限相当額} &= 15,550 \text{円} \times 30 \times 67 / 100 \times 1 / 22 \\ &= 14,207.04 \text{ (円未満端数切捨て)} \\ &= \underline{\underline{14,207 \text{ (円)}}} \end{aligned}$$

≪ 40%適用の場合 ≫

$$\text{給付上限相当額} = \underline{\underline{7,718 \text{ (円)}}} \text{ (変更なし)}$$

【問い合わせ先】

公立学校共済組合高知支部

共済班短期給付担当

TEL:088-821-4813